

教保体第861号
平成26年9月17日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

学校における土砂災害等危険箇所の把握と対策について

児童生徒への安全教育及び学校施設の安全管理等については、日頃から御尽力いただきありがとうございます。

さて、国土交通省砂防部では平成15年3月に、突発的な自然現象の発生により埼玉県内で土砂災害の恐れのある「危険箇所」について発表しております。

現在、県では土砂災害防止法に基づき「警戒区域」及び「特別警戒区域」の指定を進め、避難体制の整備を義務付けているところですが、各学校においても、児童生徒の安全確保に向けた対策を講じるために土砂災害危険箇所について把握し、児童生徒への安全教育及び学校施設の安全管理を講じる必要があります。

つきましては、下記事項を参考に、各学校の立地状況を踏まえ、安全対策を講じるようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知及び指導について御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 危険箇所の把握

- (1) 学校の立地及び児童生徒の登下校における危険箇所について、下記アドレスにアクセスし、各県土整備事務所「土砂災害危険箇所マップ」を参照し確認する。

【アドレス】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/sabol/dosyasaigai.html>

- (2) 市町村教育委員会においては、市町村砂防担当課等と情報を共有し、所管する学校に係る危険箇所の把握に努める。

2 危険箇所への対策

- (1) 状況の把握

安全点検箇所の対象として、定期的に観察し、必要に応じて点検を行う。

(2) 必要な措置

- ・「学校防災マニュアル」に盛り込むなど、学校の状況に応じたマニュアルの整備を行う。
(連絡体制や児童生徒の避難できる経路の策定など)

3 その他

危険箇所については、各学校の立地（敷地）の他、登下校の際の通学路などを含み、児童生徒の学校生活における活動範囲を網羅する。

県教育局県立学校部保健体育課
学校安全担当 山中
TEL 048-830-6964
FAX 048-830-4971